

行政文書開示決定通知書

太平洋核被災支援センター事務局長
山下 正寿 様

水産庁長官 長谷 成人



平成31年3月28日付け(4月2日受付)で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)(以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

2015年2月に、参議院議員(紙智子氏)に提出された公文書
具体的な名称は、「鮪漁業者に対するビキニ慰謝料の配分額一覧」

2 不開示とした部分とその理由

最初用紙から数えて3枚目ないし4枚目における「船名」欄には船名、「屯数」欄には、当該漁船のトン数、「船主氏名」欄には当該漁船を保有する個人又は法人の船主名が記載されています。

個人が所有する漁船については、これら各欄に記載された事項は、一体として個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるもの又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条第1号に該当します。

漁船登録事項については、漁船法第21条において何人も各都道府県知事に対して登録簿本の交付を申請できることとなっておりますが、本件開示決定において、鮪漁業者に対するビキニ慰謝料の金額を開示していますので、「船名」、「屯数」及び「船主氏名」を公すると特定の個人の権利利益を害するおそれがあることから、開示することはできません。また、法5条1号但し書き口及びハに該当しません。

なお、個人所有の漁船に係る情報は、個人が営む事業に関する情報でもありますので、法5条2号イに該当し、開示することはできません。

法人が所有する漁船については、慰謝料の金額を開示することから、上記各欄を公にすることにより、当該法人の権利、利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するので、不開示としました。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水産庁長官に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は高松地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法(写しの送付)により、開示の実施を受けられます。

なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施の方法と異なる方法を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額(算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の開示実施手数料(基本額-300円)
B4判文書 42枚	① 閲覧	100枚までにつき 100円	100円	0円
	② 複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	420円	120円
	③ スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	(注)を御覧ください。	
	④ スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	(注)を御覧ください。	

(注) CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数や開示実施手数料を、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課までお問い合わせください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時: 令和元年6月6日から令和元年7月5日までの情報公開窓口開設時間(ただし、土、日及び祝日を除く。)

9:30~12:00、13:00~17:30

場所: 農林水産省大臣官庁広報評価課情報公開窓口(本館1階) 東京都千代田区霞が関1-2-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送料(見込額)

日数: 「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料(見込額): 500円(規格外)または2つ折で送付する場合は380円(通常郵便物)

* (1)の開示の実施の方法のうち②の写しの送付を希望される場合は、郵送料として上記金額の郵便切手を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に添えてお送りください。その他の実施の方法に係る郵送料については、担当課までお問い合わせください。

* 担当課等 水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室 TEL: 03-3502-8111 内線6709